

第3部 金融検査・監督等

第9章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第2節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施している。ただし、2024 事務年度における検査実績はない。